

法律名	都市緑地保全法
施行年	昭和48年 H13年改正
目的	この法律は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図り、もつて健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする（第1条）
対象者	国、地方自治体
規制対象事業規模	特になし
規制内容	<p>都道府県又は市町村が、都市計画で、緑地保全地区を定めている（第3条）が、その地区では開発は規制される。指定地域かどうかは、当該市町村の都市計画をチェックすればわかる。</p> <p>緑地保全地区とは、次の要件を備えた地域で、歴史・文化・宗教的施設を含む、貴重で防災上有効な緑地ということである（第3条）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無秩序な市街地化の防止、公害又は災害の防止等のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの</li> <li>・神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承若しくは風俗慣習と結びついて当該地域において伝統的又は文化的意義を有するもの</li> <li>・次のいずれかに該当し、かつ、当該地域の住民の健全な生活環境を確保するため必要なもの <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 風致又は景観が優れていること。</li> <li>ロ 動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があること。</li> </ul> </li> </ul> <p>緑地保全地区では次の行為をするときは都道府県知事の許可が必要である（第5条）。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築</li> <li>二 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更</li> <li>三 木竹の伐採</li> <li>四 水面の埋立て又は干拓</li> </ol>

	<p>五 前各号に掲げるもののほか、当該緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの</p> <p>バイオマス工場の建設は許可対象となり、木竹の伐採も許可の対象となるので、原材料をその地域で取得することも制限を受ける。また、五の政令で定める行為は、土石・廃棄物・再生資源の堆積であり（施行令第2条の2）、バイオマス関連の原材料の野積みも許可対象となる。都道府県知事が緑地の保全上支障があると判断すると、許可されない（第5条2）。許可されないことの方が多いと考えた方がよい。</p>
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地保全地区は大都市圏においては相当数の地域が指定されているが、その全てが、歴史・文化・宗教的施設を含む貴重な緑地であり、一見しただけでそれとわかる。</li> <li>・バイオマス事業活動の対象地としてふさわしくないので、最初から事業計画から外しておく方がよい。</li> </ul>
資源分類	製材工場等残材、製紙残差、家畜排泄物、食品廃棄物、水産物残差、下水汚泥、生ごみ、林地残材、農作物非食用部
利用技術分類	飼料、肥料・コンポスト、炭化、機械的加工、高分子成分分離、工業原料化、新材料合成、熱化学的変換、生物化学的変換
ビジネスプロセス	事業計画、適地選定、開発許可、原材料確保許可
関連法	都市計画法、首都圏近郊緑地保全法